

平成27年12月2日（水）

○出席委員 加藤委員、早川委員、犀川委員、下吹越委員、谷村委員、宮下委員、吉越委員、村岡委員、東山委員

○小金井市 川上副市長、高橋課長、田部井主査、大久保主任、大谷主任、平野主任、田中主事

【副市長】挨拶

J R中央本線連続立体交差事業が平成25年度に完了し、市内の南北交通は、大幅に円滑化している。今後も住民が主体となったまちづくりを進めていきたいと考えている。

小金井市では、これまで武蔵小金井駅南口の市街地再開発事業、東小金井駅北口土地区画整理事業により、不燃化空間等を創出し、災害に強いまちづくりを進めてきており、市民生活を支える商業、業務、住宅の調和の取れたまちづくりに取り組んでいる。また、武蔵小金井駅、東小金井駅周辺においては、高架下の活用が具体的に進んでおり、さらなるにぎわいを見せつつある。

武蔵小金井駅南口の第2地区は、地元地権者の方々が市街地再開発組合を発足しており、同じく、北口でも市街地再開発事業によるまちづくりを目指すべく、準備組合が設立された。

今回、改選後の第1回の委員会となるため、市のまちづくりをご理解いただき、より良い小金井市とするために、皆さまから忌憚のないご意見をいただきたい。

・委員長選出

法政大学 デザイン工学部 都市環境デザイン工学科教授の宮下委員に決定

・委員長代理

法政大学 デザイン工学部 建築学科教授の下吹越委員に決定

・議事録の作成について

発言者の発言内容ごとの要点記録、発言した委員ごとの発言内容を要点にして記録する。原則、発言者の名前は公表とする。ただし、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のため必要であるというときは、あらかじめ委員会で決めていただいて発言者の記載を省略する。

事務局（大久保）説明

まちづくり委員会について

まちづくり委員会は、まちづくり条例に基づく委員会であり、その条例は、平成19年2月に施行され、「安心して暮らせる活力に満ちたまちづくり」の実現を目的としている。まちづくり条例の主な内容は、1つが、市民発意によるまちづくりに関すること。もう1つが開発指導に関すること。

市民発意によるまちづくりについては、テーマ型まちづくり計画、地区まちづくり計画が規定されている。

テーマ型まちづくり計画というのは、自分たちでまちづくりのテーマを決めて、例えば、バリアフリーに関すること、緑に関すること、防災に関すること、それらのテーマについて、研究、計画して市に提案をしていただく。

地区まちづくり計画は、自分たちの住んでいる一定の区域について、自分たちで自主ルールを作ってもらおう。例えば、自分たちの住んでいる地区については、あまり華美な外壁はやめにしようとか、ブロック塀は禁止にしようとか、高さは2階建てまでにしようとか、自分たちのルールを作ってもらおう。これで市民合意ができれば、次のステップとして地区計画に移行していくことになる。

続いて、開発指導に関することだが、一定規模以上の開発事業について、公共施設等の整備を指導すること等が規定されている。例えば、500平米以上の土地に道路を造る場合や高さが10メートルを超える建物を建てる場合、そういった場合には、建築確認等が必要になるが、その前段として、周りにかかる影響も大きいので、例えば、「公園や緑地の整備」や「一定以上の道路幅員の整備」や「防火水槽の整備」が必要となる。

まちづくり委員会の役割は、主に小金井市長の諮問に応じて、ご意見をいただくということになり、まちづくりの推進に関すること、大規模土地取引に関すること、開発事業の勧告に関すること、その他、市長が必要であると認めたことにご意見を伺う。

まちづくりの推進については、地区まちづくり計画、テーマ型まちづくり計画、こういったものを計画する際に、協議会を作っていただくが、協議会を作る際に、まちづくり委員会のご意見をお伺いして、市長がその協議会の設置を認める、ということになる。また、協議会ができた後、計画の提案の際、まちづくり委員会のご意見をもとに、決定をしていくということになる。

大規模土地取引や開発事業の勧告に関することだが、5,000平米以上を超えるような土地の取引等の際には、土地利用構想について3カ月前に市に届け出が必要になる。そういった大きな事業の際は、当然、建築基準法、都市計画法等に合致した建物を建てることになるが、必要に応じて、市の都市計画マスタープランに合致しているのかなど、まちづくり委員会のご意見を伺い、事業者に助言をする、ということになっている。

まちづくり委員会は、公募による市民3人以内、学識経験者4人以内、関係行政機関に勤務する職員2人以内、市に勤務する職員1人以内ということで規定されている。

事務局（田中）：

武蔵小金井駅北口のまちづくり及び再開発事業は、地元の方々が、自分たちの手で、北口の再生を目指し、事業を計画されている。

まちづくりを検討しているエリアは、武蔵小金井駅北口の駅前になる。地元の方々が考えているこの地区の課題は、第1に、駅前に老朽化した2つの大きな商業ビルをはじめ、それ以外に建物も、老朽化が見られ、災害時の防災性・安全性の確保が必要とされている。第2に、南口第1地区の再開発に伴う大規模商業施設の開店と、JR高架下商業施設の進出などによる商業環境の変化や、2棟の大きな商業ビルが壁となり、回遊性が損なわれ、商店街のにぎわいが低下している。第3に、狭小な私道が多く見られ、歩道空間が非常に狭い。第4に、商業ビルが密集しているため、植栽などの緑がほぼない。

建物の老朽化について、大規模商業施設2棟は、どちらも昭和40年代に建てられた建物で、建築されてから約45年近く経過している。また、2つの建物が壁のようになっており、この裏にある商店街に人が流れてこない。

細街路については、地区内の狭小な私道があり、放置自転車が問題である。

ムサコ通りについては、時間帯によっては車も通り、商店街にあるため人通りも多く、幅員が狭い。競技場通りも非常に交通量が多いにも関わらず、幅員が狭い。電柱が多く立っていて、バリアフリーになっ

ていない。お年寄りの方々から体の不自由な方まで、安心・安全の歩行者空間を整備することが必要だと考えている。

次は地区内の緑については、街路樹が3本程度あるだけで、緑がほぼない地区になっている。このような課題を解決するために、地元の方々は、さまざまなまちづくり活動を行ってきた。

まちづくり活動の経緯だが、平成20年に、北口商店街の再生を目指して、地元の商店街の方々を中心とした、まちづくりの検討組織である武蔵小金井駅北口再生協議会を結成。その後、平成22年には、本まちづくり委員会で審議を行った結果、小金井市まちづくり条例に基づく地区まちづくり準備会に認定され、まちづくり活動を活発に行ってきた。

そして、平成23年に準備会が、地区まちづくり計画の素案を作成した。地区まちづくり計画とは、地区の特性を生かした住みよいまちづくりを推進することを目的に、土地利用などに関する計画を定めたもので、法的な制限はない。

その後、平成24年には、前年に作成した、地区まちづくり計画の素案を提案するために、再度、本まちづくり委員会の審議を行い、小金井市まちづくり条例に基づく地区まちづくり協議会に認定された。地元の方々はこの地区まちづくり計画に法的制限を設けるために、最終的には、土地利用及び建築の適切な流動を図っていくためのルールである地区計画の策定を目指している。

また、この地区計画と並行して、駅前における再開発も含めたまちづくりの手法も検討されるようになった。そして、平成27年に武蔵小金井駅北口駅前地区市街地再開発準備組合を設立し、本格的に再開発事業によるまちづくりも進めていくことになった。

地区まちづくり計画では、比較的緩い制限を設けていくことになる。

武蔵小金井駅北口では、エリアを5つに分けている。

駅前複合用途エリアは、西友とMEGAドンキを中心とした、駅前のメインのエリア。こちらで再開発事業の検討もしている。そして、残りが、競技場通り沿道複合用途エリア、小金井街道沿道複合用途エリア、ムサコ通りゾーン、飲食娯楽エリア。それぞれのエリアにおいて、法的な拘束力はないものの、目標やルールを定め、住みよいまちづくりへの誘導を目指している。

主なルールとしては、行幸通り、競技場通り、ムサコ通り、中通り、小金井街道においては、1階以下に住宅等を制限し、店舗などを誘導するようにしている。また、行幸通り、競技場通り、ムサコ通りにおいては、道路境界から壁面後退をしてもらうことで、歩行者空間の確保や、拠点スペースを生み出し、にぎわいづくりを行う。

そして、地区計画を検討しているエリアは、4つの地区と1つのエリアに分け、将来的には法律に基づく地区計画も検討している。

地元の方々が現在進めている再開発を検討しているエリアは、当該地区はまちづくりのエリアの中でも一番駅に近いところであり、駅前の顔となる場所。地元の方々も、再開発事業による共同化によって、商業施設などの再配置や住宅などの整備を含めた、土地の高度利用を図り、武蔵小金井のシンボルとなるような、駅前の新たな顔づくりを検討されている。

区域面積は、約1.2ヘクタール。これは、道路の中心から区域取りした面積で、宅地だけの敷地面積としては、約8,600平方メートル。用途地域は商業地域。都市計画上の容積率は500%。当該地区は、行幸通り、小金井街道、ムサコ通り、競技場通りの4つの道路に囲まれている。

武蔵小金井の顔となるように、当該地区の再生を目指して、地元の方々も再開発コンセプトとして、「にぎわいとふれあいのある中心地」と設定している。

現在検討している施設の配置ゾーンにおいては、高度利用により生み出された空地进行を市民の交流ができる広場に整備し、災害時の活動拠点とすることや、電線類地中化による安全な歩行者空間の整備、及び敷地内通路を配置することによって商店街の周辺へ人の流れをつなげていくほか、災害に強く、武蔵小金井のシンボルとなる建物を建築するとともに、自然豊かな小金井市の玄関口にふさわしい、魅力的な都市空間の形成を図るなど、周辺地域に配慮された計画を考えられている。また、当該コンセプトを踏まえた基盤整備や施設構成とすることで、さまざまな地域貢献を行い、商業と都市居住の調和や、地域環境の向上を図ることが検討されている。事業完了予定は未定だが、武蔵小金井駅周辺が、さらに魅力的なまちになるように支援していく予定。

事務局（平野）：

武蔵小金井駅南口第1地区の再開発事業は、平成23年度末で事業完了し、今はその南側で、地元の方々が第2地区として事業を計画している。

武蔵小金井駅南口は、JR中央本線連続立体交差事業に合わせたまちづくりとして、市街再開発事業により、整備を進めている。当初南口は一体として再開発事業を行う予定だったが、財政の平準化のため、第1地区、第2地区と2段階に分けて実施することとなった。

第1地区の説明。

再開発事業施行前の第1地区の土地利用状況は、駐車場が多く、低未利用の状況で、道路幅員が狭いなど整備が不十分だった。

これらの地域に係る現状の課題を解決するため、公共公益施設や、不燃共同化を伴う市街地再開発事業による整備を選択した。

第一地区は3街区に分け、1-I街区は大規模店舗棟。1-II街区は住宅専門棟、高層部はプラウドタワー、低層部はアクウェルモール。1-III街区は、公益、商業、業務棟になる。小金井宮地楽器ホールや、商業ビルが現在入っている。また再開発事業に合わせて、交通広場も整備され、従前の約9倍の広さとなり、広場内には、だれでもトイレや交番も整備され、利便性が高い空間となった。一方で、これら施設建築物に係る容積率の緩和など、高度利用により生み出された空地をもとに、当該地区の中心に位置するコミュニティ広場（フェスティバルコート）を使用することができ、ここでは農業祭をはじめとした各種催事の会場として、地区のにぎわいを演出するだけではなく、それぞれの街区や従前の小金井街道沿いの商店街をつなぐ役割を果たしている。

従来の区画道路1、2、4号については、拡幅が行われ、より快適な歩行者空間を創出するとともに、新設された区画道路3号については歩行者優先道路と位置付け、将来的には第2地区と第1地区との一体化に、重要な役割を果たすことが期待されるものとなっている。

最終的には、平成23年度をもって、第1地区の市街地再開発事業は完了している。再開発事業により交通広場が整備され、バスの利便性が大幅に向上したことから、周辺区市からも買い物客などが訪れている。乗客数は、第1地区の都市計画決定がなされた平成14年度の乗客数が5万5,330人、平成26年度には5万9,386人と、4,000人以上増加している。この数字は、23区内の駅では市ヶ谷駅とほぼ同じ乗客数となっている。

また、小金井宮地楽器ホールは、近隣に小平市、府中市に大規模な市民ホール等があるので、利用者のニーズに配慮した中規模ホールとして運営され、文化・芸術を発信する場として、魅力あるまちとしての小金井市の演出に寄与している。

第1地区は、市内のさまざまな活動を伝える都市機能が集積する市の中心拠点である小金井市の顔としての役割を果たしている。

続いて、第2地区について。第2地区は、組合施行による再開発事業を目指し、平成24年4月に準備組合が設立された。

第2地区においても、地区内に狭小な私道が多く見られ、まとまったスペースも少ないため、歩行者空間が脆弱であるだけでなく、老朽化した低層木造家屋が密集している状況が見られ、災害時の防災性・安全性の確保が必要とされている。また、駅からほぼ3分という立地条件を考慮すると、地区内に駐車場・駐輪場等の低未利用地が点在しており、にぎわいが不足している状況。

第2地区の課題について。第2地区は、防災性・安全性の向上や、第1地区や、商店街などの小金井街道とのにぎわいの回遊性の創出が求められている。

このような課題の解決を掲げながら、本市が都心から至近であることや、小金井公園、野川公園など豊かな自然環境に囲まれていることも踏まえ、地元組合は開発コンセプトとして、「住んで 過ごして 楽しむまち 『小金井ライフ』の演出」と設定している。地元組合は、このコンセプトを基に、本市をはじめとした、関連機関との協議・調整を行いながら計画づくりを進め、事業に関わる考え方が、一定まとめられる段階に至った。

これを受けて、市では当該事業計画の考え方について、市の上位計画等と調和しているかどうか検討を行い、都市計画審議会の答申を得て、平成26年8月21日に都市計画決定告示を行った。

武蔵小金井駅南口第2地区第1種市街地再開発事業の都市計画決定の内容について。

施行区域の面積は、約1.8ヘクタール。また、建築物は住宅・商業・子育て支援施設等の複合用途となっている。さらに、敷地内には広場や歩道状空地、敷地内通路を整備することで、市街地環境の向上、地区全体の回遊性を図ることとしている。この再開発事業は、都市計画決定で定められた内容と整合を図りながら、施設建築敷地や、施設建築物の整備を行っていくこととなる。

この都市計画決定後、地元組合は、その対象事業である、基本設計や資金計画などの作成を経て、事業計画案をまとめ、平成27年8月21日に東京都から再開発組合の設立認可を受けた。この認可に当たって、地元組合からは駅周辺のにぎわいの創出、防災性の向上など、先ほどの地区の課題解決を図る旨が宣言されている。

続いて事業効果について。にぎわいの向上については、第2地区のフェスティバルコートと連続するように、敷地の中央に広場を設け、市民の方々が集える場所を設ける計画としている。さらに、広場から続く敷地内通路を設けることで、地区全体の回遊性を向上させる計画となっている。また、新たに設置される歩道状空地により、安全・安心な歩行者・自転車動線を創出する計画となっている。

安全性・防災性については、現在、当該地区内の6割以上が旧耐震の家屋という状況であることから、地区全体の不燃化が行われ、防災性が高まることはもちろん、防災倉庫・防災トイレなどを備えることで、地域全体の防災・安全機能に貢献することも計画している。

また、このほかに、子育て支援施設など、子育て世代が情報交換を行うことができるような、地域コミュニティの拠点としての機能を持たせることや、その他、地域のニーズを反映した、生活サービス機能を持つ施設を計画している。

第2地区は、施設建築物の低層部を一部バックさせることで生まれる段丘状の構成として、そこを緑化することで、「はげ」の愛称で親しまれている国分寺崖線をほうふつさせる景観をイメージするように計画されている。現在、地元組合は、地域貢献等の考え方を反映した施設建築物や、施設建築敷地にかかる詳

細設計に取り組んでいる。市としても、これらを実現できるよう、地元組合に対して、積極的な支援を行っていく。

事業完了については、平成 32 年度末ごろを予定しており、武蔵小金井駅周辺がさらに魅力的なまちになるよう、支援していく。

事務局（大谷）：

JR 中央本線連続立体交差事業の概要と、それに関連した、小金井市内で行ったまちづくりについて。

JR 中央本線連続立体交差事業は、平成 6 年に都市計画決定され、平成 26 年 3 月 31 日に完了した。施工延長が約 13.1 キロメートル、そのうち、小金井市が約 3.83 キロ、全体の約 3 割を占めている。

事業が行われる前の武蔵小金井駅前、開かずの踏切と呼ばれた場所で、特に朝のラッシュ時は、1 時間に数分しか踏切が開かず数何百メートルも渋滞が起こっていた。

これらの課題を是正するために、昭和 44 年に近隣市が集まり、協議会を発足し、東京都などに働きかけたことから、事業化に向けて動き始めた。

連続立体交差事業により、市内 7 カ所の踏切が解消され、17 カ所で南北交通が可能となり利便性の向上につながった。

小金井街道は、踏切解消により交通渋滞が半減し、事業の効果が強く出た踏切の 1 つである。

東小金井駅の西側にあった踏切は、施工前は北側道路が狭隘の一方通行だったが、事業に伴い、踏切解消、道路拡幅、相互通行可能となり、交通渋滞も解消された。

高架化されたことにより、効果は 4 点ある。交通の円滑化。踏切事故の解消。道路と鉄道のそれぞれの安全性も向上。鉄道により南北に隔てられていたまちの一体化。以上により、地域の活性化や利便性が向上した。

高架化事業に関連した、側道や高架下整備について。高架化事業中に使用していた鉄道の仮線用地を道路として整備し、市民からの公募により道路の愛称を付けた。

高架下利用について。高架下の空間は JR の敷地だが、小金井市が使用できる敷地として公租公課相当分として、約 4,600 平米。この敷地を JR 東日本と協議の上、使用できる。

JR は駅周辺以外の区間も含んだ高架下全体を、店舗などを整備・開発し、高架下を明るく開放的、回遊性のある空間として、まちづくりに寄与して、沿線価値を高めよう、という考えを持っている。

小金井市は、高架下に駐輪場や、市の行政サービスを提供する施設として、市政センターの計画・検討をしており、既に駐輪場は整備されて営業を開始している。一方、JR は、商業施設、保育園とレンタルサイクル。東西の回遊性と商業施設への誘導として、ランブリングウォークを計画している。ランブリングウォークとは、東西の回遊性と商業誘導として、高架下に歩道空間を約 2 メートルまたは 3 メートル、整備することになっている。

質疑応答

犀川委員：

現在、特に南口には、駐輪場が多数あるが、開発によってどのようになるのか。

事務局（平野）：

市では、自転車駐車場に係る計画等があり、駅周辺の駐輪整備等については、適切に駐輪施設等を整備し、駐輪のスペースを確保できるように計画していく。

宮下委員長：

駐輪場は十分に確保できるのか。

東山委員：

駐輪場については、少し厳しい状況。小金井市の場合、市有地が非常に少ないため、市営駐輪場も少ない状況にある。恒久的に使えるのは、高架下 4600 平方メートルであり、現在、順次整備している。

そのほかには、民間の土地を借りて市で運営しているものと、民間で運営しているものがあり、今後、相続等により、駐輪場は厳しい状況になることも予想され、恒久的に使える場所をなるべく確保できるように検討している。

宮下委員長：

高架下駐輪場は、だいぶあるように感じるが。

東山委員：

現在、全体としては何とか足りているが、民間の駐輪場が多数あるので、そのような箇所が、なくなってきた時が課題。

宮下委員長：

駅周辺の駐輪場でないところに駐輪すると、違法駐輪になってしまう。

東山委員：

高架下には、駐輪場が一定確保できるが、あまり駅から離れると、なかなか利用していただく方もいなくなってしまうので、どのように駐輪場を確保していくかが課題だと認識している。

宮下委員長：

せっかく駅前の開発なので、車で来るのではなく、公共交通機関や自転車で来るということにして、駐車場を減らして、その分少し駐輪場を整備する条例をつくったら、すごく面白いと思う。

下吹越委員長代理：

駐輪場整備を求める条例は、市にないのか。

事務局（平野）：

附置義務駐車場については、条例や法律等で最低限確保しなくてはならない基準がある。駐輪場については、小金井市宅地開発等指導要綱に駐輪場の規定があるが、再開発事業は適用除外になっている。

加藤委員：

駐輪場について、とても使い勝手が悪いと思っている。通勤のとき、北側の駐輪場は2階で朝から疲れてしまう。空いている駐輪場だと、高架下の西側は非常に遠い。自転車で駅までということが、非常に不便になっている。住民の中では、駅前に地下の駐輪場という、要望も出ていたと思うが、とにかく駅に近い駐輪場を確保していただけるように、北口の駅前開発のときには、お願いしたい。

東山委員：

確かに今、交通広場があり、その地下も利用できればよかったと思うが、財政的な問題もあり実現しなかった。小金井街道の東側の高架下が大きく空いているので、駐輪場として利用できたら良いと思う。

早川委員：

第二地区について、空き地がないように感じるが、仮住まいや仮店舗はどうするのか。また、北口についても、大店舗を営業しながら事業を進めるのは非常に難しいと感じる。

事務局（平野）：

第2地区については組合施行であり、今年度の8月21日に、事業認可が下り、正式な市街地再開発組合となった。この組合により法人格が与えられ、事業主体として事業を推進し権利変換計画を作成する。この権利変換というのは再開発事業独特なもので、今ある土地や家屋等を再開発ビルの床に置き換えることになる。

その計画がまとまり、東京都から認可を受けたら、土地・家屋等を更地にし、再開発ビルを建てる。その間、転出される方は、移転先等を探したり、また再開発ビルに転入される方には、一時的な住居が必要なので、移転補償等により仮住まいしていただくことになる。

宮下委員長：

そうすると、2地区に関しては、一度、外に仮に出させていただいてというようになるのか。

事務局（平野）：

基本的にそのようになる。既存の建築物等については、除却することになる。

事務局（大久保）：

北口も権利変換方式を検討されているので、営業されている方は、補償により一回転出していただき、再建ビルで再び営業することも可能になる。北口については、大規模商業施設が2棟あり、その営業補償という面では、大きな金額になるということが考えられる。

第1種市街地再開発事業は、権利変換方式なので、もともと住んでいらっしゃる方が、従前と同等の価値の床を、再建ビルに取得していただくことになるので、基本的に一回仮住まいをしていただいて、入居していただくことになる。

小さい店舗であれば敷地が空いていれば建築中に仮店舗ということで、そこで営業してもらうことにより、事業費をいくらか圧縮することは可能である。いずれにしても、北口は、まだそういう計画に至っていないので、今後、どうなるのかは未定。



早川委員：

なかなか、ここは難しい。

加藤委員：

北口について、例えば、南口にこの憩いのスペースがあるが、北口については、まちづくりの中でそういう規定があって、そういうスペースを設けられるのか。具体的なところについて教えてもらいたい。

事務局（大久保）：

北口は、まだ計画ができていないが、準備組合としては、オープンスペースを確保して行きたいと聞いている。また、道が狭いので、オープンスペースにより歩行空間を確保したいという思いを持っている。

加藤委員：

それはまちづくり条例の中で、オープンスペースが必要だという規定があるのか。

事務局（大久保）：

基本的に再開発事業の場合、一定オープンスペースを確保する必要がある。

加藤委員：

建ぺい率のことで。

事務局（大久保）：

建ぺい率や容積率の関係で、オープンスペースを設ける代わりに、容積率のボーナスがあったりする。その代わりに高さは高くなる。

宮下委員長：

市街地再開発事業や地区計画により、低層は減るが、その分、上に高くなるということで良いか。

事務局（大久保）：

高さを抑えると、下にボリュームが生じ、今の大規模商業施設 2 棟のような建物になると、オープンスペースは全くなくなる。一方、オープンスペースを設けると、都市計画のボーナスもあり、どうしても高くなる。

村岡委員：

消防署としては、火災時に現場に行くというのが最優先で、道路がなければならぬ。高い建物になれば、当然、必要な消防設備、上層階の救助が困難になる。そうすると、ヘリ救助スペースも必要になる。一長一短いろんなものがある。

地震の問題だが、去年、高層建物で火災があった際に、エレベーターを利用して避難してしまった事例がある。通常火災だと、エレベーターは使用しないで避難する。そういった問題が出てくるので、関係部

署と密接な関係、条例等を守りながら、地域の安心安全を確保できるものにしなければいけないなど考えている。

地震時には消防水利が必要になるが、小金井市は不足している部分があるので、開発に伴う水利確保など広く連携をはからなければいけない。

北口に関しては、いざ火災があった場合に、大型車両が走行するのは困難である。そのような観点からすると、高さの代わりに、道路をつくるということも必要になってくると思う。地域が中心になって、事業者とともに良い計画をつくっていくということが必要になる。

宮下委員長：

その辺は、密に連絡されると思うので、ぜひよろしくお願ひしたい。

村岡委員：

南口の第2地区については、既に連携を図っており、防災センターの位置を地上階にしてほしいとか、もろもろの調整をいただいているので、それ以上に密接な関係をつくりながら、北口のほうもやっぴいかなきゃいけないと感じている。